

相談支援事業 重要事項説明書

利用者： _____ 様

事業所：相談支援事業所はなぶさ

当事業所はご契約者に対して指定相談支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業所

法人名	株式会社はなぶさ
法人所在地	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東 446
電話番号	0736-20-9004
代表者	代表取締役 辻 英房
設立年月日	2016 年 11 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業
事業所の名称	相談支援事業所はなぶさ
事業所の所在地	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東 446
電話番号・FAX	0736-20-9004 0736-20-9013
管理者	羽山 悠
事業の目的	利用者個人の尊厳を尊重し、利用者が自立した生活を営むことが出来るよう、サービス等利用計画の作成及びモニタリングを支援することを目的とする。
設立年月日	2026 年 3 月 1 日

3. 通常の事業実施地域及び営業日

事業実施地域	かつらぎ町、九度山町、高野町、橋本市、紀の川市、岩出市
営業日	月曜～金曜
営業時間	8:30～17:30
休日	土曜日・日曜日・祝日・お盆の期間（8/13～15）・年末年始（12/29～1/3）

4. 主たる対象者

・身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害） ・知的障害者 ・精神障害者 ・難病等対象者

5. 職員の配置状況

職種	指定基準
管理者	1 名
相談支援専門員	1 名以上

6. 職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	【基本相談】 障害者からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【サービス等利用計画の作成】 障害福祉サービスの支給決定の申請に係るサービス等利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を行います。 【モニタリング】 支給決定の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定に係る申請の勧奨を行います。

7. 当事業所が提供するサービス

① サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、福祉サービス及びその他の必要な支援（以下「福祉サービス等」）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、福祉サービス等事業所との連絡を継続的に行い、サービス等利用計画の実施状況を把握します。
- ・サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう福祉サービス等事業所との連絡調整を行います。
- ・必要に応じて福祉サービス事業の利用者負担金合計額を毎月算定し、利用者及び障害福祉サービス等を提供した事業所等に通知します。
- ・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的な再評価（モニタリング）を行い、サービス等利用計画の変更等必要な援助を行います。

③ サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業所がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④ 入所施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が障害者支援施設等の入所を希望する場合には、入所施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

〈サービス等利用計画作成の流れ〉

【障害福祉サービスの利用を希望する方】・【サービス等利用計画の立案を希望する方】

- ・お住まいの市町村の障害福祉担当窓口
- ・相談支援事業所（相談支援事業）
- ・利用したい福祉サービス事業所に直接来所して、利用手続きの説明を受けて下さい。

【市役所の窓口で直接相談に行かれた場合】

市町村から相談支援事業所はなぶさに福祉サービス利用希望者のサービス等利用計画の作成依頼がきます。

【計画相談支援の契約】

計画相談支援の提供について、福祉サービス利用希望者と相談支援事業所はなぶさが利用契約を交わします。

【相談支援専門員による調査及びサービス等利用計画の作成】

相談支援専門員は、ご自宅や施設にお伺いして、福祉サービス利用希望者と一緒にサービス等利用計画の原案を作成します。

【サービス利用計画を市町村へ提出】

できあがったサービス等利用計画を市町村へ提出します。

【サービス等利用計画と障害福祉サービス受給者証の交付】

市町村から承認を受けたサービス等利用計画と障害福祉サービス受給者証の交付を受けます。

【モニタリング（振り返り・見直し）の実施】

サービス等利用計画等の作成後、その実施状況を把握し、必要に応じてサービス等利用計画等の変更をします。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの提供を行う相談支援専門員

- ・相談支援専門員は身分証等を携帯し、初回訪問時及び利用者・家族から求められた時にはこれを提示します。
- ・サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が変更する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮します。
- ・利用者から特定の相談員を指名することはできません。但し、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がございましたら、ご遠慮なく相談ください。

9. 利用料金

① サービス利用料金

- ・計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律に基づいて、市町村から介護給付費を受理する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。
- ・事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、規定により算出されたサービス等利用計画作成費の額を利用者にお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住いの市町村へ申請すると介護給付費が支給されます。）

② 交通費

交通費の請求は行っておりません。通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方が当事業所のサービスを利用された場合であっても、交通費の請求は行っておりません。

10. 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護

- ① 事業所は、利用者及びその家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。
- ② 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

- ③ 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

1 1. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付担当者	羽山 悠(管理者) 受付時間：平日(8:30～17:30) 電話番号：0736-20-9004
苦情解決責任者	辻 英房(代表取締役) 受付時間：平日(8:30～17:30) 電話番号：080-8322-6770

(2) 行政機関その他苦情受付機関

かつらぎ町 住民福祉課 福祉係	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 受付時間：平日 8:30～17:15 電話番号：0736-22-0300 (代表)
九度山町 住民福祉課	和歌山県伊都郡九度山町九度山 1190 受付時間：平日 8:30～17:15 電話番号：0736-54-2019
高野町 健康福祉課	和歌山県伊都郡高野町高野山 636 受付時間：平日 8:30～17:15 電話番号：0736-56-3000(代表)
橋本市 福祉部 社会福祉課	和歌山県橋本市東家 1 丁目 1-1 受付時間：平日 8:30～17:15 電話番号：0736-33-6111(代表)
紀の川市 福祉部 障害福祉課	和歌山県紀の川市西大井 338 受付時間：平日 8:45～17:30 電話番号：0736-77-2511(代表)
岩出市 福祉部 社会福祉課	和歌山県岩出市西野 209 受付時間：平日 8:45～17:30 電話番号：0736-62-2141(代表)
和歌山県福祉保健部 障害福祉課	和歌山市小松原通 1 丁目 1 番地 受付時間：平日 8:30～17:15 電話番号：073-441-2533
和歌山県社会福祉協議会 運営適正化委員会	和歌山市小松原通 1 丁目 1 番地(県福祉保健総合センター内) 受付時間：平日 8:30～17:15 電話番号：073-435-5224

1 2. 虐待の防止のための措置

事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 羽山 悠
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

1 3. 感染症予防、まん延防止の対策

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)

1 4. 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定計画相談の提供により、万一事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに各関係機関に連絡するとともに、不可抗力による場合を除き、利用者に対して損害賠償責任保険の範囲内で損害を賠償します。但し、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、損害賠償額を減ずることができます。

1 5. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

1 6. 第三者評価の実施について

事業所は第三者評価機関(外部機関)からの評価は受けておりません。

個人情報使用承諾書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1. 使用する目的

- ① 事業者がサービス等利用計画を作成する時や、サービスを円滑に利用できるようにするために各サービス提供事業所及び医療機関などに情報提供が必要な場合。
- ② 事業者が指定計画相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。
- ③ 行政機関等、法令に基づく照会や確認において情報提供が必要な場合。
- ④ その他公益に資する業務（基礎資料の作成、実習への協力・職員研修等）において必要な場合。

2. 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記 1 に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3. 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・その他の情報

以上

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

印

家族代表者
(代理人)

住 所

氏 名

印